

# 議案第2号 積立水準回復計画の策定について

## 平成21年度決算において、非継続基準の積立水準検証に抵触

○純資産／最低責任準備金 82% (基準値105%以上)

○純資産／最低積立基準額 61% (基準値 90%以上)

→積立水準回復計画の策定が必要

※昨年「長期運営計画」を提出。2年間の掛金

引上げ猶予(平成24年3月31日まで)

様式① (449)

年金数理に関する確認

私は、次に掲げる書類を精査した結果、当該書類が適正な年金数理に基づいて作成されていることを確認しました。厚生年金保険法第176条の2第1項の規定に基づき、この書類を作成します。なお、厚生年金基金規則第75条第2項の規定に基づく所見は、別紙のとおりです。

基金番号： 第 449号  
基金名： 東日本硝子製瓶生年金基金  
確認した書類： 変更計算基礎書類

平成 24 年 / 月 20 日

年金数理人番号 第 175号

年金数理人氏名 和田 貴一 (印)

(所属法人名：株式会社りそな銀行)

( 449)

様式①” -ア 所見 (財政計算用)  
別紙

1. 基礎率の算定  
今回の財政計算では基礎率等の見直しは行っていない。  
[留意事項]  
特になし  
以下のとおり

2. 掛金率の算定  
[留意事項]  
特になし  
以下のとおり

- ・積立水準の回復計画を実施する場合、現在の標準掛金、特別掛金に加え、特例掛金を設定(2/1000) する必要がある。

3. 財政運営上特に留意すべき事項  
特になし  
以下のとおり

- ・設立事業所が掛金負担増に耐えられない状況にあることから、今回も掛金引上猶予措置の適用を受けることとなった。(長期運営計画は作成、提出済み。)
- ・積立水準については、厳しい状況が続くことおよび弾力化措置期間経過後には掛金の引上げが必要になる可能性があることに十分留意されたい。

基金番号 東 基第 449 号  
基金名 東日本硝子業厚生年金基金

## 変更計算基礎書類

(計算基準日：平成 22 年 3 月 31 日)

(内容)

総括表  
以上

平成23年2月28日までに、  
厚生労働大臣あて提出。

## 1. 対象に該当することとなった事業年度

平成 21 年度決算

## 2. 積立水準の回復に必要な掛金(率)

掛金(率)変更日	変更後の掛金(率)(基本、加算、特別、特例ごとに記入)

回復計画実施直前の掛金(率)：標準掛金

43% (うち代行部分38%、プラスアルファ部分5%)

特別掛金

25%

※代行部分のみ総報酬制を導入している。

## 3. 積立水準の推計

(金額単位：百万円)

年 度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
掛金等収入	1,972	1,983	1,994	2,002	2,009	2,015	2,020	2,022	2,208	2,398	2,547
運用収益	1,402	1,416	1,426	1,433	1,437	1,437	1,436	1,434	1,434	1,444	1,464
給付費等支出	3,069	3,173	3,287	3,316	3,417	3,485	3,465	3,523	3,564	3,538	3,574
年度末純資産額①	26,340	26,566	26,699	26,818	26,847	26,814	26,805	26,738	26,816	27,120	27,557
年度末最低責任準備金②	29,495	30,074	29,246	28,381	27,425	26,403	25,377	24,291	23,337	22,571	21,913
積立水準 ①/②	0.89	0.88	0.91	0.94	0.97	1.01	1.05	1.10	1.14	1.20	1.25
年度末最低積立基準額③	40,339	40,797	39,818	38,786	37,697	36,526	35,333	34,114	33,004	32,079	31,301
積立水準 ①/③	0.65	0.65	0.67	0.69	0.71	0.73	0.75	0.78	0.81	0.84	0.88

・ 上記の掛金率では積立水準が回復しないため、さらに特例掛金2%が必要な状況にある。しかしながら、非継続基準において掛金引上げ猶予を適用し、当該特例掛金の引上げを実施しないこととしている。

・ 運用利回りの前提：数理計算に使用した予定利率 年利5.5%を使用した。

・ プラスアルファ部分の最低積立基準額の予定利率の前提：年利2.928%を使用した。

・ 平成30年度以降は給付現価負担金が交付されることが見込まれるため、当該負担金を織り込んで計算している。

(※) 資産評価の方法として数理的評価を用いている場合は、①は数理上資産額とすることができる。

## 4. その他の措置の実施状況(該当する□に/を記し、必要事項を記入)

選択一時金を休止すること

- 実施中(平成 年 月 日より実施)  
 実施予定(平成 年 月 日より実施予定)  
 検討中  
 実施しない(平成 年 月 日決定)  
 選択一時金がない  
 その他( )

(注) 1. 指定基金にあつては、健全化計画と同じ前提で積立水準の回復計画を作成すること。

2. 積立水準の回復計画の前提が、健全化計画の前提と異なるに至ったときは、積立水準の回復計画の見直しを行うこと。